三上税理士法人　－　東海税理士会小牧支部　登録番号 2427 号



Dr tax ドクター・タックス



令和８年 11 月号

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表便り　「若草ビジネスガーデン」完成！

皆さん、こんにちは。ようやく秋らしくなってきましたね。

さて、先月は、記録的な大雨で新社屋が床上浸水寸前になったお話をしましたが、その後は大きなトラブルもなく、無事に工事が完了しました。



ということで、今月は新社屋のお披露目です！

新社屋の名称は、「**若草ビジネスガーデン**」。

三上税理士法人の本社に隣接する建物で、税理士法人のほか、行政書士事務所、事業協同組合などが入居しています。

そもそも、なぜ新社屋を建てたのか？もちろん、従業員が増えて事務所が手狭になったこともありますが、もう一つ大きな理由があります。それは、**お客様のさまざまな相談に、できるだけワンストップで対応できる体制をつくりたい**という想いです。

会社を経営していると、税務・会計だけでなく、労務、許認可、外国人雇用、事業承継など、さまざまな問題が発生します。そんな時に、「とりあえず三上税理士法人に聞いてみよう！」と思っていただける存在になりたいと考えています。また、今回の新社屋には、連携する専門家や事業協同組合も入居しています。それぞれの専門分野を活かしながら、より幅広いご相談に対応できる場所にしていきたいと思っています。

ただ、建物が立派になったからといって、仕事の質が上がるわけではありません。大切なのは、そこで働く人間と、お客様に提供できるサービスだと思っています。建物に負けないよう、私自身も含めて、スタッフ一同成長していかなければいけませんね。

お近くにお越しの際は、ぜひ一度お立ち寄りください！今後とも、三上税理士法人グループをよろしくお願いいたします。

本店便り　こども NISA の受付が開始されました

文責：亀田

本年２月号にてお伝えいたしました「こども NISA」ですが、来年(令和９年)1 月から開始されることが決まり、各金融機関での事前申込みも始まりました。そこで今回は、利用時の主な注意点をお伝えしたいと思います（金融機関によって異なる場合や今後ルールが変わる可能性があります）。

【こども NISA の概要】

・0～17 歳の、未成年者の名義で作る、つみたて投資枠専用口座。利益は全額非課税
・毎月最大 5 万円を、投資信託(個別株等は不可)に積立投資。こども NISA 専用の銘柄も
・枠としては購入価格で最大 600 万円まで、保有期限の制限なし、1 月 1 日現在 18 歳の年に自動で成年 NISA のつみたて投資枠に移管

【主な注意点】

・親も同じ金融機関に口座を持っている必要があるところが多い
・こども NISA 口座の開設には令和９年１月以降に始まる税務署の審査が必要。
　２週間～1 ヶ月程度かかる見込みであるため、1 月分の積立はできない可能性も

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

・子ども 1 人につき 1 口座のみ(ジュニア NISA 口座は別物なので持っていても OK)。
　金融機関の変更ができない。口座を閉鎖してから別で新規開設することは可能だが、閉鎖時に含み益や過去の利益にも課税される
・購入した投資信託の売却はいつでも可能だが、**口座からの引出しは 12 歳までは原則不可。**
　その後は子どもの同意があることと子どものための使途であることを示す書類等を金融機関に提出することにより引出し可能
・入金は子ども自身の名義の銀行口座から振り込むか、親の証券口座からの振替による。
　クレジットカード入金は不可
・親や祖父母等がお金を出す場合でも贈与となる。
　こども NISA だけなら贈与税の年間非課税枠 110 万円に収まるが、他にも贈与がある場合や、数年分をまとめて渡す場合、毎年渡すことを約束した場合等は子どもに贈与税がかかる可能性がある
・取引主体は親権者だが、口座内の資産の所有権は子どもにある。
　名義預金(名義は子だが実態は親の資産)と指摘されないよう、親権者を代理人として加えた贈与契約書を毎年作成し、子どもにそういったお金があることやその使い道の予定を伝えておくとよい。
・元本割れの可能性あり。必ず使うお金をこども NISA だけで賄おうとするのはリスクが高い

ご不明点がございましたら担当者までご連絡下さい。

インター店便り

年末調整の時期になりました💦💦

文責：大矢

こんにちは、11 月に入り年末が近づいて参りました。年末といえば税理士業界では【年末調整・確定申告】＝繁忙期！！の時期となります。繁忙期に突入する前に身の回りの整理整頓・繁忙期に向けての準備を進めて参ります。

今月号では、年末調整の中の生命保険料控除の改正について触れさせていただきます。
令和 8 年分の所得税について、12 月 31 日時点で 23 歳未満の扶養親族がいる人を対象として、所得税の一般生命保険料控除の限度額が 4 万円から 6 万円へ引き上げられます。

【生命保険料控除の金額】
以下の計算により算出した各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。
なお、この合計額が 120,000 円を超える場合には、生命保険料控除額は **120,000 円**となります。

【新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額】
新契約に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超　40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超　80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

令和 8 年分以降の申告の場合、新契約に基づく新生命保険料の控除額について、23 歳未満の扶養親族を有する場合の控除額は、次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

このように、23 歳未満の扶養親族を有する場合の控除が追加されました。しかし、控除額は４万円から６万円に増加したように見えますが、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円ですのでご注意ください。

その他、旧契約をご契約されている方や、新契約と旧契約の双方に加入している場合等は計算方法が異なりますので、不明点等ございましたら担当者までお問い合わせください。

【参考】・国税庁　No.1140　生命保険料控除

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140.htm

経営情報

食料品の消費税 1%化と飲食業への影響 -個人・事業者への影響と簡易課税のポイント-

文責：渡邉

これまで「食料品の消費税 0%」として議論されてきた軽減税率の見直しは、給付付き税額控除と組み合わせた新たな制度設計へと進んでいます。飲食店では、店内飲食と持ち帰り等で税率が分かれるため、売上構成だけでなく食材仕入れや仕入税額控除への影響も確認する必要があります。令和８年４月に消費税法等の一部が改正されました。

1. 個人への影響

・**飲食料品**　：　8% → 1%。食料品の購入負担が軽くなる。
その後は所得に応じた給付を組み合わせる方針。

2. 飲食業への主な影響

・**食材仕入れ**：　対象となる飲食料品は 1%。
・**一般課税**　：　実際の仕入税額控除が小さくなり、納税額が増える場合がある。
・**簡易課税**　：　みなし仕入率で計算するため、一般課税との有利・不利が変わる可能性がある。
・**注意点**　　：　売上構成、食材原価、設備投資、テイクアウト等の割合を踏まえた試算が必要。

3. 簡易課税は有利？

一概にはいえません。今回の税率変更を前提に、**一般課税と簡易課税を改めて比較することが重要**です。飲食店は原則として第４種事業・みなし仕入率 60%ですが、テイクアウト等では事業区分に注意が必要です。 なお、テイクアウト・デリバリーは取引内容により第３種等となる場合があるため、売上区分の確認が必要です。

比較項目	一般課税	簡易課税
仕入れが多い	実際の仕入税額を控除	みなし仕入率で計算
設備投資・経費が大きい	控除額が大きくなる場合あり	実額は直接反映されない
テイクアウト等が多い	売上税率を区分して計算	事業区分・みなし仕入率に注意

4. 制度変更のポイント

① **売上**　　：　店内飲食 10%／軽減税率対象の持ち帰り等 1%
② **仕入れ**　：　対象となる飲食料品 1%
③ **一般課税**：　仕入税額の減少により納税額が増える場合あり
④ **簡易課税**：　みなし仕入率により相対的な有利・不利が変わる可能性
⑤ **判断**　　：　売上・仕入・経費・設備投資等を実額で比較

5. 届出書の提出時期にも特例

2027 年４月１日から 2029 年３月 31 日までの飲食料品の税率引下げに伴い、対象となる事業者には、「消費税課税事業者選択届出書」および「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」について、提出時期の特例が設けられます。一方、一般課税から簡易課税へ変更する「簡易課税制度選択届出書」について、今回の税率引下げを理由とする提出期限の特例は設けられていません。

<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

通常は課税期間開始日の前日までの提出が原則ですが、今回の特例の対象・期限は事業者の状況により異なるため、適用を検討する場合は早めの確認が必要です。

【方向別】

簡易課税→一般課税：提出時期の特例あり ／ 一般課税→簡易課税：今回の特例なし（通常の期限）

6. まとめ

食料品の 1%化は、個人の食料品購入負担を軽減する一方、飲食店には「店内飲食 10%・対象となる食材 1%」という税率差を生じさせます。**特に飲食店では、一般課税と簡易課税の有利・不利が変わる可能性があるため、売上構成、食材原価、設備投資、テイクアウト等の割合を踏まえ、制度変更後の納税額を事前に試算することが重要です。**

※制度の詳細・届出期限は今後の法令・国税庁の案内等により確定します。

11 月の税務

- 個人事業税の納付（第 2 期分）　納付期限…11 月中において各自治体の条例で定める日
- 所得税の予定納税額の減額申請　申請期限…11 月 16 日(月)
- 所得税の予定納税額の納付（第 2 期分）　納付期限…11 月 30 日(月)
- 9 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
 3 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)　申告期限…11 月 30 日(月)

行楽日記

奈良監獄ミュージアム

文責：大野

少し前になりますが、子どもの夏休み中に奈良監獄ミュージアムに行ってきました。

今年 4 月に開館したばかりの施設で、「刑務所として使われていた建物を、星野リゾートが観光施設として開業した」という前情報だけで訪れましたが、展示内容はもちろん、建築物としても見ごたえがありました。



奈良監獄は明治時代に建てられたレンガ造りの建物で、2016 年まで現役で使われていたそうです。当時の刑務所の様子や、受刑者の生活などについての展示があります。

説明は大人向けの文章で、どちらかといえば中学生以上が楽しめる施設に感じましたが、子どもにはスタンプラリーも用意されており、わが家の小学生 2 人はシール目当てにスタンプを探しながら楽しんでいました。



子どもたちには「悪いことをして捕まったら、こんな生活が待ってるよ」と少し脅してみましたが、受刑者の食事を見て、「うちの朝ごはんに似てるね！」と、あまり抵抗を感じていない様子でした…（笑）



入館には事前予約が必要ですが、奈良公園や東大寺からも近いため、合わせて訪れるのもおすすめです！

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

■本店　〒486-0914　愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店　〒487-0023　愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス　mikami@taxer.info